
〔成果情報名〕 減農薬・減化学肥料栽培認証基準を満たすいぐさの栽培技術

〔要約〕 除草剤は育苗1回、本田3回、殺虫剤はイグサシムシガの発生が多い場合のみ、育苗と本田で各1回散布とし、原則として単一成分の農薬を用いる。施肥は育苗で化学肥料とし、本田では基肥に化学肥料、追肥に緩効性肥料＋有機配合肥料または緩効性肥料＋豚ふん堆肥とする。

〔キーワード〕 いぐさ、減農薬・減化学肥料栽培、緩効性肥料

〔担当部署〕 筑後分場・水田高度利用チーム

〔連絡先〕 0944-32-1029

〔対象作物〕 いぐさ

〔専門項目〕 栽培

〔成果分類〕 技術改良

〔背景・ねらい〕

福岡県では、消費者の安全・安心志向に対応するため、減農薬・減化学肥料栽培の認証制度が制定されている。平成18年11月からいぐさはこの認証制度の対象品目となり、認証基準(化学農薬が6成分以内(育苗を含む)、化学肥料由来の窒素成分が31kg/10a以内(育苗を含む))が定められた。そこで、認証基準を満たすいぐさの減農薬・減化学肥料栽培技術を確立する。

〔成果の内容・特徴〕

1. 化学農薬の使用は、除草剤を育苗に1回、本田では植付直後、3月下旬及び5月中旬の3回とする。殺虫剤はイグサシムシガの発生が多い場合のみ、育苗で9月中旬に1回、本田では6月中旬に1回使用する(図1)。なお、農薬は原則として単一成分の剤を使用する。
2. 施肥は、育苗では化学肥料(N:2.4kg/10a)、本田では基肥に化学肥料(N:5kg/10a)、追肥に緩効性肥料(N:22kg/10a)＋有機配合肥料(N:10～12kg/10a)または緩効性肥料(N:22kg/10a)＋豚ふん堆肥(1.0～1.2t/10a)を施用する(図1、図2)。
3. 以上の体系により、慣行栽培と同等の収量および茎長の確保ができ、化学農薬6成分以内、化学肥料由来の窒素成分31kg/10a以内の減農薬・減化学肥料栽培が出来る(図2)。

〔成果の活用面・留意点〕

1. 花蒔の一貫経営農家の減農薬・減化学肥料栽培に活用できる。
2. 追肥に係る労働時間(農林水産省情報統計部生産費調査)は慣行栽培では5～6時間/10aであるが、豚ふん堆肥を施用する減農薬・減化学肥料栽培では約2倍の10～12時間/10aとなる。ただし、網を張る前に畑状態での施肥が可能である(図1)。
3. イグサシムシガ防除の要否は、ほ場での発生状況や病害虫防除所の発生予察を参考に判断する。

[具体的データ]

栽培体系 \ 月		育 苗	本 田									
		8～10月	11～12月	1月	2月	3月	4月 上中下	5月 上中下	6月 上中下	7月 上中		
減農薬・ 減化学肥 料栽培	施肥 除草剤 殺虫剤	○ ○ ○ △ (◇)	① △			△		② ③-③ △		(◇)		
(主な作業)		苗 移 植	苗 移 分 植 け		地 干 し			先 刈 杭 打 網 張 り	網 上 げ	網 上 げ	網 上 げ	収 穫
慣行栽培	施肥 除草剤 殺虫剤	● ● ● ▲ ◆	● ▲		▲		▲	● ● ● ▲ ◆	● ● ◆	◆		

図1 減農薬・減化学肥料栽培と慣行栽培における施肥、防除体系

- 注) 1. 窒素施肥量は育苗では慣行及び減減栽培とも化学肥料(N:2.4kg/10a)、
本田では慣行栽培は55kg/10a(全量化学肥料)、減減栽培は37～39kg/
10a(うち化学肥料27kg/10a)内訳①化学肥料(N:5kg/10a)、②緩効性肥
料(N:22kg/10a)③有機配合肥料(N:10～12kg/10a)又は豚ふん堆肥(1.0
～1.2t/10a、現物当り窒素含有率2.0%、肥効率50%で計算するとN:
10～12kg/10a)
2. (◇)は補正防除、イグサシンムシガの発生が多い場合のみ散布する。

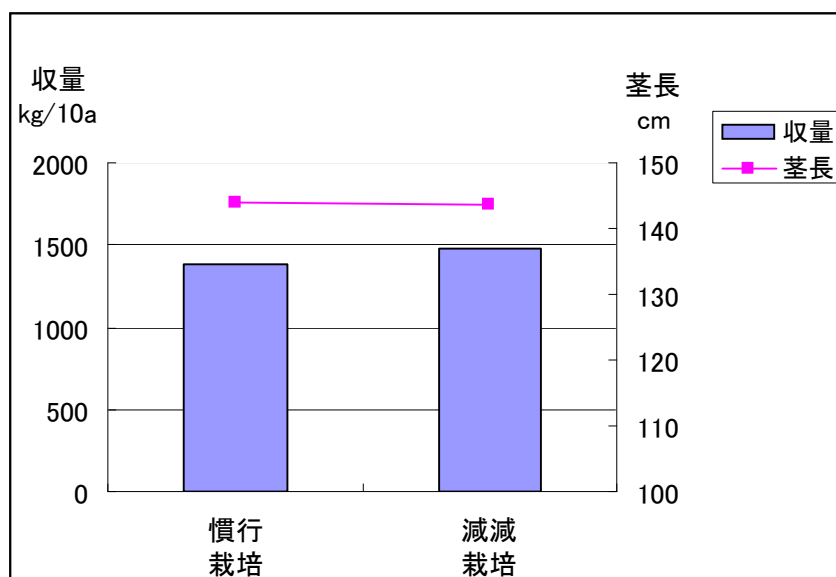


図2 収量及び収穫時の茎長(平成18～19年)

[その他]

研究課題名：いぐさの減農薬・減化学肥料栽培技術の確立

予 算 区 分：経常

研 究 期 間：平成19年度(平成17～19年)

研究担当者：井上拓治、福島裕助、石塚明子、佐藤大和、平田朋也、小田原孝治

は除草剤及びイグサシンムシガ防除の殺虫剤を各1回、本田では除草剤を植付直後、3月下旬及び5月中旬の3回、殺虫剤をイグサシンムシガの発生が多い場合のみ6月中旬に1回使用する(図1)。

育苗での農薬散布は雑草防除1回、害虫防除1回以下、施肥は化学肥料(N:2.4kg/10a)とし、本田での農薬散布は雑草防除3回、害虫防除1回以下、施肥は基肥に化学肥料(N:5kg/10a)、追肥に緩効性肥料(N:22kg/10a)＋有機配合肥料(N:10～12kg/10a)または緩効性肥料(N:22kg/10a)＋豚ふん堆肥(1.0～1.2t/10a)を施用することにより、県の減農薬・減化学肥料栽培認証制度に適合した栽培が可能である。

防除体系は化学農薬が6成分以内となり、慣行栽培に比べ収量や品質を低下させずに雑草と害虫を抑えることができる(図1)。

施肥体系は、化学肥料施肥量(窒素成分)が29.4kg/10aと31kg/10a以内となり、慣行栽培と同等の収量を確保できる

本田での

2. 減減栽培は追肥に緩効性肥料(N:22kg/10a)＋有機配合肥料(N:10～12kg/10a)または緩効性肥料(N:22kg/10a)＋豚ふん堆肥(1.0～1.2t/10a、現物当り窒素含有率2.0%、肥効率50%で計算するとN:10～12kg/10a)を施用。